

請願第 5 号 憲法解釈変更の閣議決定の撤回を求める請願

採択の討論

20 番 森 本 典 夫 議員

「請願第 5 号に対する討論を行います。

請願第 5 号は「憲法解釈変更の閣議決定の撤回を求める請願」であります。

この閣議決定は、「憲法 9 条のもとでは海外での武力行使は許されない」という従来の政府見解を 180 度転換し、「海外で戦争する国」への道を開くものとなっています。

こうした憲法改正に等しい大転換を、与党の密室協議を通じて、一片の「閣議決定」で強行するなどというのは、立憲主義を根底から否定するものであります。

このことによって、自衛隊が地球上のどこにでも出かけて行って戦闘で人を殺し、殺される事態に引き込み、日本を戦争放棄の国から戦争する国に変える危険を増大させることになりかねません。

したがって、この閣議決定の撤回を求める請願を採択し、関係機関に意見書として提出すべきであります。

以上です。」

14 番 大 鳴 二 郎 議員

「請願第 5 号について討論いたします。

この集団的自衛権の行使が不可欠か個別的自衛権で対処可能かなどを精査すべきであったが、十分されていない中、行使容認を閣議決定されました。

世論調査での年齢別に見ても若年層で反対 69.7%、中年層 57.5%、高年層でも 55.5%の方が反対であります。

また、女性の方々でも反対は若年層で 76.8%と非常に高くなっております。反対論が根強い大きな理由は戦争に日本が巻き込まれないかという不安である。

一旦行使容認にされれば海外での自衛隊の活動に歯どめがきかなくなるのではないかとのことがある。国民のこのような不安を払うような十分な説明がされているとは思えない。

歴代内閣が集団的自衛権行使を禁じてきたのは先の大戦への痛烈な反省があったからであろうと思います。それを国民的議論を経ることなく閣議決定をされました。

国の安全を左右する重大なテーマであり閣議決定に固辞せず丁寧な説明をされたいと思います。

閣議決定して、初めての、今国会でありますけど、関連法案の提出は来年春以降に先送りされております。あれほど急いで閣議決定をしてなぜ議論しないのか。これから先が不安であります。

よってこの請願は採択すべきだと思います。」

12番 三輪 順治 議員

「請願第5号憲法解釈変更の閣議決定の撤回を求める請願につきましては、ただいまの総務文教委員長の報告では、委員長を除く委員6名の賛否につきましては、採択すべきが1名、不採択が5名、よって、この請願は不採択とされましたけれども、私はこの不採択に対する反対の立場、つまり賛成の立場で討論いたします。

本請願は、本年の、つまり平成26年7月1日に条件つきではありますが、いわゆる集団的自衛権の行使容認を含む憲法解釈の変更について、閣議決定された件につき、その撤回を求めることを主たる趣旨とされた請願であります。

そもそも我が国の最高法規である憲法、とりわけ第9条は過去の悲惨な戦争体験を経て平和国家として日本の道しるべとしての基本原理となっております。その運用解釈は、我が国の平和と安全を維持することが基本であって、仮に外国の武力攻撃によって国民の生命等の存立が危ぶまれる、いわゆる急迫不正の侵害に対しては防衛手段して個別的自衛権、これは認められる。国として当然の必要な自衛の措置であるという解釈は戦後の歴代内閣一貫してとっておいでになりました。

そもそも憲法9条の基本原則である専守防衛、また個別自衛権に限定するとして従来の憲法解釈運用に関し、このたびの閣議決定は条件つきとはいえ集団的自衛権を可能とする変更がありました。

この間、国民の間で十分に議論されることもなく、一内閣の判断でこれを行われたことは、あたかもこれを飛行機の操縦の例に例えますと機長及びそのクルーが乗員の思いを聞かず勝手に進路を変えるごとくであり、憲法の立憲主義に反し、その根本的意義を失われるものでございます。

加えてこのたびの憲法解釈変更は昨年来の一連の流れとして特定秘密保護法の制定、武器輸出三原則の変更など戦後の平和国家としての歩みを大きく変更する懸念があります。

一方では、確かにアジア諸国等の国際的な軍事環境変化も否定できません。しかし、

だからと言って、国民のきちんとした議論を経ず、国会内の審議も不十分なまま一方的ともいえるこのたびの閣議決定は、その手続きにおいても疑問が残ります。

かつて我が国に2発の原子爆弾が炸裂し、罪なき多くの国民の命が奪われました。そのうちの一つである広島原爆碑には過ちは繰り返させぬと書かれております。

しかし、この言葉の持つ意味を考えると、一体誰が誰のどういう責任における過ちだったのでしょうか。その答えはすなわち現在を生きる私たちがその責任を担うことであって、つまり先人が犯した過去の悲惨な歴史の反省や教訓を踏まえ我々自身の手により我が国憲法9条に埋め込まれた精神を将来にわたり守りきることであります。

一時の国際的な情勢等にのみで我が国の進むべき判断を急いで決めることは禁じ手でございます。

今こそ次代を担う子供たちのためにも我々大人の責任に合う冷静な行動が必要です。

以上の観点から請願第5号については、その趣旨に賛成し、先の委員長報告の請願不採択については反対討論といたします。

以上です。」

不採択の討論

1番 西村 慎次郎 議員

「請願第5号に対する討論を行います。請願第5号については、総務文教委員長の報告のとおり、不採択に賛成であります。

今回閣議決定されました集団的自衛権の武力行使をする「新三要件」は、次のとおりであります。

1つ目の要件は、日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由と幸福の追求権が根底から覆される明白な危険がある場合。

2つ目の要件は、日本の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない場合。

3つ目の要件は、必要最小限の実力行使にとどまる場合であります。

この新三要件も、今までの三要件と基本的な考え方は同じであると考えます。

よって、請願理由に書かれています「集団的自衛権の行使を容認することが、平和的な国際関係の障害となり、日本国民の生命を脅かす要因になりかねない」というリスクや「日本を戦争放棄の国から戦争する国に変える危険を増大させる」というリス

クは現在と何ら変わらず、「ない」と考えます。

したがって、この請願第5号は不採択であります。」

6番 三宅文雄 議員

「私は、このたび提出されました請願第5号につきまして、反対の立場から討論を行います。

請願趣旨の中で述べられております、集団的自衛権の行使容認を含む閣議決定については、戦後69年、憲法第9条の解釈について、国権の最高機関である国会においてもたびたび議論をされた経緯があります。その線上にこの議論はあり、このたび閣議決定されたものであろうと私は考えます。

近年、中国、韓国などを初めとする東南アジア諸国の急激な経済発展で、日本を取り巻く国際環境も大きく変貌いたしました。

特に中国においては、軍事力の増強は目覚ましいものがあり、尖閣諸島をめぐることは現在でも一触即発の緊張状態が続いております。

戦後、我が国は敗戦国として、米軍駐留を受け入れ、後に日米安全保障条約を締結、米国という大きな傘のもとで、今日のような経済発展を遂げ、そして一度も戦火を交えることなく平和に過ごすことができました。私は日本人として、日本国民として集団的自衛権の行使容認を含む憲法解釈の閣議決定については、大いに評価するものがあります。

国益重視の観点からも、我々には国土保全の義務があります。他国の脅威に屈することなく、毅然とした態度で臨むべきだと思います。

よって、この請願は不採択にすべきだと考えます。」